

別紙

諮問第1749号、第1750号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件各決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、東京都知事が令和5年8月28日付け及び同年9月22日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件各不開示決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれ取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各決定は、開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定の事業者に対して公益通報がなされているか否かが明らかになり、条例7条3号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和6年1月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年3月28日に実施機関から理由説明書を収受し、同年12月20日（第254回第二部会）及び令和7年1月24日（第255回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説

明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1749号及び第1750号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 公益通報者保護法が定める公益通報について

公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）2条1項において、同法における公益通報とは、労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役務提供先又は当該役務提供先の役員等について通報対象事実が生じている旨等を、役務提供先等の他、通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する行政機関等に通報することをいうと規定されている。

通報対象事実とは、同条3項に規定され、法及び法別表に掲げる法律に規定する罪の犯罪行為の事実又は法及び法別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実（同項1号）、法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが同項1号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（同項2号）のいずれかをいうとされている。

ウ 本件各不開示決定の妥当性について

別表に掲げる本件開示請求1及び2はいずれも、特定の事業者に対する公益通報に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求1及び2を拒否する本件各決定を行った。

審査会が検討するに、本件請求文書の存否を答えることで、特定の事業者に対し公益通報がなされているか否かが明らかとなり、これにより当該事業者の社会的な評価の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件請求文書の存否に係る情報は、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する不開示情報を開示することとなるので、条例10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の本件各決定は、妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件各開示請求

本件開示請求		諮問番号
1	○府保企第○○号に係る公益通報を行った際の報告請求に関する資料一式 1. 調査方法（文書、電話、立ち入り）、調査内容、調査結果。 2. 上記の○○（事業者名）対応担当者、役職名 3. 行政処分内容、是正内容、指導内容及びその方法（文書、電話、立ち入り）。 4. これらの処分の結果、どのように現状が是正され、その確認をどのように行っているか。	諮問第1749号
2	○府保企第○○号に係る公益通報を行った際の報告請求に関する資料一式 1. 調査方法（文書、電話、立ち入り）、調査内容、調査結果。 2. 上記の○○（事業者名）対応担当者、役職名 3. 行政処分内容、是正内容、指導内容及びその方法（文書、電話、立ち入り）。 4. これらの処分の結果、どのように現状が是正され、その確認をどのように行っているか。	諮問第1750号